

7月1日から、BSE全頭検査を見直します

平成25年6月26日
京都府健康福祉部生活衛生課
(電話 075-414-4759)
京都府農林水産部食の安心・安全推進課
(電話 075-414-5654)
京都府南丹保健所環境衛生室
(電話 0771-62-4754)
京都府中丹西保健所食肉・試験検査室
(電話 0773-22-6384)

厚生労働省において、BSE（牛海綿状脳症）の検査対象月齢が7月1日から48ヶ月齢超に引き上げられることを受け、京都府内のと畜場においても、これまでの全頭検査を見直し、48ヶ月齢超牛を対象に検査を実施することとしますのでお知らせします。

なお、飼料（肉骨粉）規制の監視指導及び特定危険部位除去の確認については継続実施するとともに、府ホームページ等においてBSEに関する正確な情報を提供することにより、食肉の安心・安全の確保に努めます。

見直し内容 **全頭検査 → 48ヶ月齢超の牛を対象にBSE検査を実施**
見直し時期 **平成25年7月1日から**

【経緯】

平成13年9月 日本で初めてBSEが発生したことを確認
平成13年10月～ 牛の全頭検査を実施、肉骨粉の飼料としての使用が禁止
平成17年8月～ 厚生労働省が検査対象月齢を20ヶ月齢超に引き上げ
平成25年4月～ 厚生労働省が検査対象月齢を30ヶ月齢超に引き上げ
※ただし、検査対象月齢の引き上げ後も、全国の自治体では消費者の不安を解消するため、
全頭検査が継続されてきた。
※平成14年2月以降、国内で生まれた牛でBSEに感染した牛は確認されていない。
平成25年7月～ 厚生労働省が検査対象月齢を48ヶ月齢超に引き上げ

<検査対象月齢を見直す理由>

- ・内閣府の食品安全委員会において、BSE検査対象月齢を48ヶ月齢超に引き上げたとしても人への健康影響は無視できるとの評価を確定したこと。
- ・OIE（国際獣疫事務局）において、日本が「無視できるBSEリスクの国」、いわゆる清浄国と認定されたこと。
- ・BSE対策を実施しているほぼ全ての自治体が、全頭検査の見直しをしていること。

